

**シルバー人材センター**

**入会説明のしおり**

**公益社団法人  
横芝光町シルバー人材センター**

## 横芝光町シルバー人材センターとは

当町に住む概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方に、「自らの能力、経験を生かして働く機会を得たい」「社会に役立つ仕事をしたい」「追加的な収入を得たい」「生きがいの充実や社会参加をしたい」という希望を実現するために、役場、企業、個人家庭、公共団体等から臨時的かつ短期的な仕事を引き受けて提供する高齢者の自主的な団体で、千葉県知事の認可を受けた公益的、公共的な社団法人です。

令和4年3月現在で会員は男性108名、女性71名、合計179名が活躍しています。



## センター会員の責務と心得

### 1 責務

- ①「自主・自立・共働・共助」という事業理念や趣旨・目的等について賛同して入会してください。
- ②センターの会員（構成員）としてセンター事業の運営には相互に協力しましょう。
- ③センターから提供された仕事については共働・共助の精神で誠実に履行してこれを完成してください。
- ④定款に定める会費を納入することが必要です。
- ⑤センターの定款や規定並びに規約等を遵守してください。

### 2 就業の心得

- ①就業に当たっては「会員同士が互いに協力し、助け合い、仲良く働く」という考え方に基づいて、グループを組んだり、順番に就業する形で、仕事についてください。
- ②就業に当たっては、仕事の内容を理解し、安全に十分気を付けてください。
- ③仕事をする際には、事務局で「就業報告書」を受け取り就業してください。
- ④仕事が終わったら、「就業報告書」に仕事の内容や時間の記入、発注者の確認の印を受け、速やかに事務局に提出してください。
- ⑤センターは月末までに目録された「就業報告書」により配分金を計算して、25日に郵便局の貴方の口座に振り込みます。
- ⑥積極的に仕事をしたい会員はセンターからの連絡を待つだけでなく、希望している仕事についての面談や連絡をするようにしてください。

- ⑦センターでは、会員が安心して働けるよう「シルバー保険」に加入しています。掛け金はセンターが負担しています。仕事場との往復、就業中の怪我や事故或いは他人の身体や物品に損害を与えた時は速やかに事務局に連絡してください。



### シルバー人材センターの仕組みのまとめ

- ①センターは、高齢者の方たちが自主的・自立的に、助け合って仕事をする仕組みになっています。
- ・自分たち一人一人が力を合わせて運営する団体です。
  - ・理念【自主⇒自分のものとして】【自立⇒自分たちの力で育てる】
- ②臨時的・短期的な仕事がセンターから提供する仕事です。「同じ職場で或いは同じ場所で長い期間働きたい」という方のお仕事は提供していません。またセンターの会員となって働くことは「就職」ではありませんから一カ月の間に必ずいくらか稼げるという保障はありません。
- ・センターは、臨時的かつ短期的な仕事を「請負・委任」の仕組みで会員に提供する団体です。
  - ・会員は仕事の質と量に応じて収入を得る仕組みです。
- ③もし、一つの仕事にたくさんの会員が就きたいというときは、皆さんで仕事の量を分け合ってもらいます。そのために、一人あたりの配分金が少なくなることがあります。
- ・理念【共働⇒一緒になって働き】【共助⇒お互いに助け合う】
- ④発注者と会員の関係は雇用関係ではありません。
- ・センターから提供される仕事は、あくまでも請負・委任の関係で行われるものであり、その仕事を発注した人や組織の指揮・命令の下で働く仕組みではありません。
- ⑤工作中や仕事先への行き帰りに事故にあったときは、すぐにセンターに連絡してください。もしものときのためにセンターが団体傷害保険「シルバー保険」に加入しています。
- ・事故の内容によっては保険金が支払われない場合があります。
- ⑥仕事上で何らかの面倒が起きた時は、センターが対応しますので速やかにセンターに連絡してください。
- ・就業してみたら自分に合わなかったということもあり得ますので、その時はセンターに連絡してください。
  - ・事故や対人関係のトラブルはまずセンターへの連絡が第一です。

- ⑦今までどのような仕事をしてきましたか。得意な仕事や趣味を生かしたいと思う仕事を教えてください。適した仕事を探すのに役立ちます。

### 就業に際しての就業規程や安全就業基準の遵守

センターでは、就業に関して「会員就業規程」、就業に伴う事故を未然に防止するために「安全就業基準」を定めています。また「安全管理委員会」を組織し会員の健康と就業の安全に関して事故防止に努めております。就業の際はこれらの規定・基準を必ず守ってください。

#### 就業規則から

- 第6条の1⇒センターから提供された仕事については誠実に履行すること。  
第6条の2⇒やむを得ない事情で約束の仕事に就業できない時は、事前にセンターに連絡して発注者に迷惑を掛けないこと。  
第6条の3⇒就業で知り得た機密事項や発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。  
第6条の4⇒就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

#### 安全就業基準から

- 第3条 ⇒安全の心得として、服装、履物は作業にあった動きやすいものにする。加齢による運動機能等の低下を十分認識すること。酒気を帯びての就業は絶対しないこと。  
第4～5条⇒高所作業に従事するときは、ヘルメットの着用や命綱の使用とする。また作業別に必要な安全保護具の着用が義務づけられています。  
第6条 ⇒仕事場との往復時の交通事故や車両の安全運転など交通事故の防止に努めなければならない。  
第10条 ⇒健康管理について常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければなりません。  
第11条 ⇒仕事場との往復時や就業中に事故があったときは、直ちに本人または共同作業者がセンターに連絡し、応急措置をとるようしなければならない。



## シルバー保険制度（団体傷害保険）について

～ 保険料はセンターで負担しています！ ～

会員はセンターや発注者との雇用関係はなく、センターから提供された仕事に就業する場合、労働関係の諸法規や労災保険は適用されません。

センターでは、会員が安心して就業できるように「シルバー保険」に加入しており保険の掛け金はセンターで負担しています。

仕事場との往復時や就業中での怪我及び事故など遭ったときはシルバー保険で対処します。怪我や事故或いは他人の身体や財物に損害を与えたときは速やかに事務局に連絡してください。

傷害保険金の適用となる条件

- ①就業中の事故
- ②仕事場への往復中の事故（通常の経路の時）
- ③センターが主催する会合に参加中及びこの往復（通常経路の時）

支払われる保険金の種類、金額等

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	500万円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で死亡した場合
後遺障害保険金	最高 500万円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	日額 5,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき入院した場合 (ただし、180日を限度)
通院保険金	日額 3,000円	事故日より180日以内で、その怪我が原因で医師の指示に基づき通院した場合 (ただし、180日を限度)

注意事項

- ①怪我や事故に遭ったときは、各自の健康保険証を使って医師の治療を受けてください。
- ②病院でもらった診察券、薬の袋は保険金を請求する際に必要な場合がありますので、保管しておいてください。

## 賠償責任保険について

### ◇ 賠償責任保険の適用となる条件

仕事を遂行中に偶発的な事故により、他人の身体や財物に与えた賠償事故でセンターが法律上、損害賠償責任を負う場合。

### ◇ 保険金の額

- ①対人賠償 ～ 1人 2億円  
1事故 2億円
- ②対物賠償 ～ 1事故 2億円

### ◇ 注意事項

- ①保険金を請求する際に、破損した財物の写真が必要ですので、事務局へ速やかに連絡してください。



## 就業に対する配分金の支払い及び所得税について

### ◇ 配分金の支払い

配分金の支払いについては「就業報告書」に基づいて、月末に締切り、翌月25日に、届けている郵便局の口座に振込まれます。なお、支払日が郵便局休業日の場合は前日となります。配分金は契約の内容や仕事の職種により異なります。

### ◇ 配分金に対する所得税の取扱い

配分金は、所得税法上「雑所得」として取扱われます。配分金には55万円の控除があります。従って会員の年間所得が配分金の場合については「雑所得控除」55万円、「基礎控除」48万円  
合計103万円まで課税されません。

なお、「国民年金」等の公的年金は「雑所得」に入ります。

### ◇ 配分金支払証明書

所得税の確定申告を必要とする方には「配分金支払証明書」を発行しますので、申し出ください。

公益社団法人 横芝光町シルバー人材センター  
会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会費は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受け、センターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。またセンター会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切り期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事については誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業が出来ない場合は事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の仕事に従事してはならない。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から班長・世話人（以下「班長等」という。）を互選する。班長等は就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連絡及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第9条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷患者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。



## 第5章 損害保険

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体、若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、補償を担保されるものとする。

会員の故意、又は重大な過失、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

### 附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

# 公益社団法人横芝光町シルバー人材センター

## 安全・適正就業基準

### (目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人横芝光町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

### (会員の遵守義務)

第2条 会員が就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

### (安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- 1 作業は、安全第一を心がけ、急いだけ慌てたりしないこと。
- 2 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- 3 服装及び履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- 4 作業前には、軽い柔軟体操をして身体をほぐすこと。
- 5 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- 6 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- 7 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- 8 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- 9 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- 10 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

### (作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

### (安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽子（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

- 2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に自転車やバイクにあっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともにヘルメット及び反射ベストを着用するなど、交通事故に注意して作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中に怪我をしたとき又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従い仕事に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

